

通知預金の商品概要 1/2

★ 7 日間の据置期間後は、いつでも払戻し可能な預金です。(払戻しの 2 日前までにお知らせ下さい。)

| 項目 | 内容 |
|---------------|--|
| 名称または愛称 | 通知預金 |
| ご利用になれる方 | 個人および法人のお客様 |
| 期間 | 期間の定めはございません。但し、お預入日から 7 日間の据置期間が必要です。 |
| 預入方法等 | ① 預入方法:一括してお預入いただきます。 ② 預入金額:1 万円以上 ③ 預入単位:1 円単位 |
| 払戻方法 | お預入日から 7 日間の据置期間経過後、一括して払戻します。但し、払戻される 2 日前までにご解約の通知が必要です。 * お預入金額は全額解約となります。一部払戻しはできません。 |
| 預入金利 | ① 適用利率:お預入日の店頭表示の利率を適用いたします。 ② 利払方法:払戻日に元金とともに一括してお支払いいたします。 ③ 計算方法:付利単位を 1,000 円とし、1 年を 365 日とする日割り計算で行います。 |
| 金利情報の入手方法 | 現在の金利については、店頭備付けの金利表示ボードまたは窓口でご照会下さい。 |
| 税金 | お受取利息の税金は次のとおりとなります。 ➢ 個人のお客様＝20% (国税 15%、地方税 5%) の税金がかかります。(但し、マル優ご利用の場合は除きます)。 ➢ 法人のお客様＝総合課税となります。 |
| 復興特別所得税 | ※平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) の税金がかかります。法人等のお客様の場合も源泉徴収されます。個人のお客様でマル優等ご利用の場合、この特別所得税はかかりません。 |
| 手数料 | ----- |
| 付加できる特約事項等 | 個人のお客様の場合、マル優でのお取扱いができます。 |
| 中途解約時のお取扱い | 据置期間経過前のご解約については、解約日現在の普通預金利率により計算した利息とともに、元金をお支払いいたします。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部 (9 時～17 時、電話:0969-24-1177) へお申出ください。 紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター (9 時～17 時、電話:096-325-0913) で紛争の解決を図ることも可能です。 |

通知預金の商品概要 2/2

| 項目 | 内容 |
|-------------------|--|
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話 03-3517-5825)へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</p> |
| その他参考事項 | <p>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。</p> <p>* 当金庫に複数の預積金・口座をお取引頂いている場合は、それらの預積金元本を合計してお一人様1,000万円までとその利息が保護されます。</p> |

※口座開設の際ご用意頂くもの

➢ご印章

➢ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等